



# 公園愛護会活動の手引き

## 目次

1	活動の流れ	.....1
2	公園愛護会とは	.....2
3	結成するには	.....2
4	活動内容と報奨金について	.....3
5	活動の方法	.....5
6	作業中に気をつけてほしいこと	.....11
7	活動で発生したゴミについて	.....13
8	公園・街路樹愛護会連絡会・研修会について	.....13
9	鎌倉中央公園の緑の相談を活用しよう！	.....14
10	問合せ先	.....15
(別表1)	鎌倉市公園愛護会活動要綱	.....16
(別表2)	活動報告書記入例	.....23
(別表3)	変更届出書記入例	.....25

## 1 活動の流れ

### 愛護会の結成

(p2 参照)

…「新設届出書」を市みどり公園課に提出

※提出の前に地域の自治会の了承を得て、活動したい公園に既存の活動団体がいないか確認しておきましょう。

### 招集

(p5 参照)

…活動日時、作業内容、持ち物、雨天時の場合 等  
について会員へ周知を。

### 準備

(p5 参照)

…備品の準備（ごみ袋、道具、救急箱など）

※必要に応じて飲み物の提供なども。

### 活動

(p6~12 参照)

① ごみ拾い

② 除草、剪定、花壇管理

③ 遊具や樹木の点検 など

※軍手をはめて、ハチや毛虫などに注意しましょう

※熱中症予防のため、帽子の着用、適宜の休憩、こまめな水分補給を！

### かたづけ

(p9,13 参照)

① ごみ分別 ※必ず分別を！

#### ・植木剪定材

雑草や葉もの：ビニル袋へ

枝もの：1 m 以下に切って束に

竹笹類：1 m 以下に切って枝ものと別に

#### ・その他のごみ

鎌倉市のごみ分別法にあわせ小袋に分けて。

👉 活動で発生したごみは公園協会が回収します

電話にて「公園名」と「ごみの数量」をお知らせください。

☎(0467)45-2750

② 道具の手入れ

刃物の数をチェックし、土やヤニ、水分を取って大切に保管しましょう

### 報告書の提出

(p4 参照)

半期ごとの報告書の提出・受理をもって報償金が支払われます。

※各公園につき月一回以上の清掃と適宜の除草とその報告（写真は 1 枚以上）が必要です。

※活動写真と毎回の活動内容、参加人数の確認をお忘れなく。

### 報償金の交付

(p4 参照)

活動公園の面積に応じた額のうち、半期分の報償金が振り込まれます。

## 2 公園愛護会とは

市内の街区公園・児童遊園・子どもの遊び場・子どもの広場・青少年広場の美化や施設の保全等のため、公園がある地域の町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の皆さんを中心にして作られる、清掃・除草・花壇の手入れなど安全で楽しい公園づくりのための活動を行う会のことであり、愛護会活動を行う中で地域コミュニティの醸成や公共施設の安全・美化などの意識を高め、育むものです。

「公園等愛護活動実施要綱」（p16～参照）に定める内容の活動を行った団体に対しては、活動の対象となる公園面積に応じた報償金（p5参照）が支払われます。

## 3 結成するには

愛護会制度は、公園の主たる利用者である地域の住民が参加して、安全で楽しい公園づくりを行うためのものです。公園愛護会の結成を検討する際は、公園がある地域の自治会・町内会の了承を得て行ってください。

自治会・町内会の了承が得られ、公園愛護会を結成する際は、登録手続きが必要となります。「公園愛護会の名称」、「公園愛護会の代表者」、「活動対象の公園」を決めてください。なお、活動対象公園数に制限はありませんが、愛護会活動に参加できる人数を考慮し、活動しきれるか検討した上で登録してください。

### ➤ 公園愛護会名称

「〇〇町内会公園愛護会」、「△△子供会公園愛護会」等

### ➤ 公園愛護会代表者

「複数年に渡り務められる方」、「公園管理や草花・樹木に興味のある方」を、ご選出くださるようご協力をお願いします。

### ➤ 活動対象公園

結成する公園愛護会の参加者の町内会・自治会区域内が原則となります。また、別の公園愛護会がすでに登録している公園は、重複登録で

きません。

➡ 所定の「設立届出書」(p19 参照)を記入し、鎌倉市みどり公園課へご提出下さい。

※ 代表者の変更・活動対象公園の変更など、届出内容に変更がある場合は、「変更届出書」を公園協会へ提出してください。

## 4 活動内容と報奨金について

### (1) 活動の内容

公園近隣の方を中心に、地域の公園として愛着を持ち、地域に根付いた公園の管理ができるよう、主に清掃や除草、遊具の点検や公園利用者へのマナー指導などをお願いしています。また、花壇の設置・管理や中低木を中心とした植栽の管理、地域行事など、公園や地域の特性に合わせた活動内容を会で検討し、PR を行いながらたくさんの人の参加を受けながら活動を行っている愛護会もあります。

また、鎌倉市公園協会により定期的な管理作業等を行っています。各愛護会との連携により、地域の目の届いた安全で安心なよりよい公園づくりができます。

### ●鎌倉市公園協会による主な公園管理作業（各公園につき）

公園パトロール・ 遊具等施設の日常 点検	週 1 回 ※愛護会で発生したごみは公園パトロールの際に回収します。曜日が固定していますのでスケジュールは公園協会へお問い合わせください。 ※日常的に発見した危険箇所などがあれば随時ご報告ください。
除草	年間 2 回（5～7月、8～10月） ※除草時期の要望がある場合はお早目に。
中高木の剪定	原則 3 年に 1 回 ※枯損木や危険時は別途対応しますので発見した場合ご報告ください。
遊具の定期点検	1 年に 1 回 専門業者による精密点検を行っています。

## (2) 報償金の交付について

活動の報償金は、鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱（p16～参照）に基づき、下記の流れにより公布されます。

定例活動を行います。 **毎月**

- ① 公共施設愛護思想の普及
- ② 街区公園等の清掃 月1回以上
- ③ 街区公園等の除草 4月から10月までの間に適宜
- ④ 破損遊具等の連絡
- ⑤ その他必要な活動



半期ごとに報告用書類が送付されます。 **8月下旬、2月下旬ごろ**

登録されている代表者宛に報告書類をお送りします。



上記の活動内容の報告をします。 **9月中旬、3月中旬ごろ**

※報告書は1公園につき1枚必要です。

※必ず活動の様子が確認できる写真を添付してください **報告書の記入例は p23 参照**



報告書の受理

※報償金の交付には、月1回以上の清掃活動と適宜の除草作業の報告、活動の様子のわかる写真の添付が必要です。不足のある場合などは報告書の支払いができないことがありますので計画的な活動をお願いします。



報償金の交付 **9月末、3月末ごろ**

指定された口座に、活動公園の面積に応じた額（p5 参照）のうち半期分の報償金が交付されます。

## 〔報償金年額〕

活動対象公園 1 公園当たりの面積 (1 m <sup>2</sup> 未満切捨て)	交付報償金額 (年額)
1,000 m <sup>2</sup> 以下	30,000 円
1,001 m <sup>2</sup> 以上 ~ 2,000 m <sup>2</sup> 以下	35,000 円
2,001 m <sup>2</sup> 以上 ~ 3,000 m <sup>2</sup> 以下	40,000 円
3,001 m <sup>2</sup> 以上	45,000 円

## 〔報償金使用用途例〕

用具、備品、花苗の購入や、飲物の提供などの懇親費として、皆で楽しみながら、愛護会活動の充実を図る目的でご活用ください。

## 5 活動の方法

### (1) 活動の前に

けがなく楽しく活動を継続させるためにも、準備を十分に行うことが大切です。参加者みんなで注意しあい、習慣づけることで安心安全な公園づくりを目指しましょう。

#### ① 体をほぐしましょう

準備体操やストレッチでけがを未然に防ぎましょう。



#### ② 動きやすい服装で

虫刺されやけがを防ぐため、夏でも長袖長ズボンがおすすめです。また、ハチを引き寄せやすい黒い色の着用は避けましょう。

#### ③ 役割分担を決めましょう

活動を始める前に、参加者全員にリーダーの人から今日の活動内容を説明し、作業内容を明確にすることで、不慣れな人でも参加しやすく効率的に活動することができます。年齢や体力、熟練度などで配慮を。

#### ④ 水分を用意しましょう

つい作業に集中して休憩を挟まないと、立ちくらみや熱中症、脱水症状などを起こす可能性があります。お茶やスポーツドリンクなどを用意し、1 時間を超える場合は途中で休憩を入れるなどしてこまめに水分補給をしましょう。



#### ⑤ かんたんな救急セットを用意しましょう

刃物や草木で指を切ったり、とげが刺さったりすることがあります。あらかじめ絆創膏と消毒液、とげぬき、湿布などのセットを準備しておきましょう。

## (2) 清掃活動

活動は年間を通し、毎月 1 回以上を目標に行ってください。

～あると便利な道具～

- \*ホウキ…大きな竹ボウキが使いやすくて◎
- \*クマデ…目の細かい竹クマデが落ち葉を掃くのに◎
- \*ミニクマデ…小さいので植込みの中のゴミを取るのに◎
- \*トング…ゴミを拾ったり、分別するのに◎
- \*ゴミ袋…落ち葉などを入れるのは、家庭用ゴミ袋が大きくて◎



竹クマデ（上）  
ミニクマデ（中）  
竹ボウキ（右）



トング

## (3) 除草作業

草むしり・草刈を、4月から10月の間、適宜行ってください。

石垣の上や斜面地などの危険な箇所の作業は、無理せず公園協会へご連絡ください。

～あると便利な道具～

- \*草刈ガマ…薄ガマか、カヤなど太い草の場合には中ガマが適しています。
- \*箕（み）…大きなチリトリのような道具で、刈り取った草を運ぶのに便利。
- \*グリーンバッグ…落ち葉や剪定材などのごみをまとめる折り畳み式ゴミ袋。
- \*軍手、ゴム手袋、皮手袋など…手を保護するため着用しましょう。



薄ガマ（上）・中ガマ（下）



箕（み）



グリーンバッグ

※鎌倉市公園協会では鎌倉市との取り決めにより、  
各公園につき年間 2 回の除草作業を行っています。  
夏祭りやラジオ体操などのイベント前や、特に要望がある場合は、  
公園協会まで除草時期の要望を早めにお知らせください。  
なお、前期報告書の中に希望時期の記載欄を設けています。

#### (4) 剪定作業（枝切り作業）

「樹木の下枝を払う」、「茂り過ぎた低木を刈込む」作業は、見通しが効き安心して遊べる公園にするポイントです。脚立などを使い高い場所で作業する場合は必ず墜落防護用ヘルメットを着用しましょう。※高木剪定は、無理せず公園協会へご相談ください。

※鎌倉市公園協会では鎌倉市との取り決めにより、  
各公園につき3年に一度の周期で高木の剪定作業を行っています。  
枝折れや枯れ木などの危険木や緊急を要するもの以外は、  
剪定の要望に添いかねることがありますのでご承知おき  
ください。

～あると便利な道具～

- \* 剪定ノコギリ…太い枝は、剪定ノコギリを使いましょう。
- \* 刈込バサミ…柄の長いハサミで、主に低木の刈込み作業に使います。
- \* 太枝切りバサミ…太い枝を切ることができるハサミです。



剪定バサミとケース



剪定ノコギリとケース



刈込バサミ（左）  
太枝切りバサミ（右）



## (5) 花壇管理

花壇づくりの効果として、明るくきれいな雰囲気になるだけでなく、ごみの散乱やいたずらが減ったり、活動のPRができたり、また美しい花壇を作るといった楽しみが活動に生まれ、除草・清掃にもやりがいが出てきます。

※ 新しく花壇を作りたい場合は、鎌倉市みどり公園課へご相談ください。

※ 鎌倉市役所または関谷にある植木剪定材受入事業所で配布しているたい肥もご活用ください。



多年草をうまく活用すると、広い花壇手入れの手間とお金を省くことができます。間に季節の花苗（一年草）を添えて楽しんでみては。

## (6) 遊具施設や樹木の安全点検

公園施設等の安全点検は、公園協会や専門業者による定期点検を行っていますが、日常の簡単なチェックや危険な利用のないよう、地域での見守りをお願いします。

### ✓樹木のチェックポイント

- 折れた枝などがないか
- 腐りや亀裂などがないか



### ✓遊具などのチェックポイント

- 遊具に破損やゆがみ、傾きはないか
- 大きな凸凹がないか
- 落書きやささくれなどがないか
- ガラスや金属などの破片が散乱していないか
- こどもたちが危険な遊び方をしていないか
- かばんや携帯電話など引っかかりやすいものをつけて遊んでいないか

★不審物や壊れている危険な遊具等に気がついた場合はすぐにみどり

公園課または公園協会へご連絡下さい。

## (7) 利用マナーの指導と利用調整

危険な遊びをしている、犬を放し飼いにしている、ごみを放置している、などの危険な行為やマナー違反に対して、できる範囲でマナー指導の呼びかけをお願いします。



### ◆呼びかけを行う際の注意事項◆

- ・自分から挨拶する、名乗る
- ・できるだけ複数人で声をかける
- ・やさしく話しかける
- ・聞き入れてくれない場合はとりあえずそれ以上注意しない
- ・地域のルールを作る、ルールを説明する。

グラウンドゴルフ、ボール遊び、犬の散歩をしたい…などの一方、芝生を養生したい、ボールがよく侵入して困る、などの相反する意見が問題になることがあります。公園を地域の人たちで主体的に活用していくため、必要に応じて「地域のルール作り」も必要です。地域で話し合い、ルールとマナーを守り気持ちよく公園が利用されるよう図るのも公園愛護会の役割になります。

## (8) 道具の管理・片づけ

共通の道具には、所管する団体名と番号を入れるなどして、紛失を防ぎましょう。刃物など置き忘れると危険ですので、作業前後に数を確認することも大切です。また、作業後には土などをはらい、刃物にはヤニとりスプレーや油をさすことで、サビを防ぎ長持ちさせることができます。

～あると便利なもの～

- \* そうきん…道具の土やヤニを落とします。
- \* ヤニとりスプレー…刃物についた汚れを落とします。
- \* 油…最後には全体にコーティングすることでさびを防ぎます。
- \* 管理台帳…所管する道具のうち、当日使うものをチェックし、確実に返却されているかも確認します。

## (9) その他の活動

公園愛護会活動で行う内容は、安全で快適な公園づくりのための作業であれば、特に制限はありません。清掃や除草作業以外にも、樹木の剪定や病害虫の防除など、無理のない範囲で行うことができる活動内容を各愛護会で考え自主的に行ってください。※ ただし、大規模な公園施設の変更・修繕（花壇の新規作成、樹木の植栽等、遊具の塗装等）を行う場合には、事前に公園協会又は鎌倉市役所みどり公園課へご連絡ください。

## 6 作業中に気をつけてほしいこと

作業中に怪我や事故がないよう、次の点に特に気をつけましょう。

### (1) ハチの巣



低木の植込みや木の枝の影、幹の洞の中などには、ハチの巣がある場合があります。作業を開始する前に、よく注意して見ましょう。

また、植込みの中などがよく見えない時などは、長い棒で遠くから周りを叩くなどしてハチの巣があるかどうか確認しましょう。

※ 園内にハチの巣があった場合はその巣の場所を公園協会へご連絡下さい。

### (2) 危険なケムシ

特に人に害を与えるケムシは次の2つです。

<p>チャドクガ</p> 	<p>サザンカ・ツバキ類に発生します。 年2回（5～6月頃と8～9月頃）発生し、毛に触れると激しいかゆみや皮膚のかぶれが出ることがあります。 ★葉の裏に集団でいます。早期に駆除するのが効果的です。</p>
<p>イラガ</p> 	<p>サクラ・カエデ・プラタナスなどに発生します。 夏から秋（8～9月）に発生し、刺されると激しい痛みを感じます。</p>

#### <対処法>

早期に集団でいる場合は、枝葉を切って圧殺もしくは燃やすか（絶対に触れないでください）家庭用殺虫スプレーで薬殺します。

不安な場合は公園協会へご連絡ください。またサクラに発生するケムシのモンクロシャチホコやオビカレハは無毒です。

※ 鎌倉市内では環境と人体への配慮のため、樹木全体への大規模な消毒は行っておりません。有毒害虫の場合は局所的に対処しています。

### (3) 刃物・刈払機などを使う場合

草刈ガマ・刈込バサミなどを使う場合は、手を切ることがないように革手袋などを着用しましょう。また、切れないカマやネジが緩んだ刈込バサミを使うと、事故の原因になります。道具の点検・整備にも気を配りましょう。

刈払機については、危険を伴いますので慣れた方以外は極力使用しないようにして下さい。なお、講習会をメーカー等で実施していますので、公園協会までお問い合わせください。

刈払機の刃は、小石をすごい勢いで跳ね飛ばします。使用する際は必ず顔面を防護するお面やゴーグルを着用するとともに、周囲 10m以内には、人を近づけないようにしましょう。



防炎面



安全ゴーグル

## 7 活動で発生したゴミについて

活動で発生したゴミは、公園協会による公園パトロール※の際に回収します。公園名とゴミの数量を公園協会へご連絡ください。☎(0467)45-2750  
集積場所は、公園入口付近等一定の場所へお願いします。

※ 公園パトロールは原則毎週1回、決められた曜日に行っています。(内容については p3 参照) スケジュールについては公園協会へお問い合わせください。ただし、天候や作業の都合等により変更する場合があります。



植木剪定材	雑草・落ち葉	運搬しやすいよう、できるだけビニル袋に入れてください。
	長い枝	長さを1m以下に切り、束ねてください。
	竹笹類	長さ1m以下に切り、他の植木剪定材と別にしてください。
その他のゴミ	鎌倉市のゴミの分別方法に合わせ行ってください。 種類別に小袋に分けて入れてください。	

※家庭ごみや公園外で発生した枝やゴミは回収できません。

※街路樹愛護会の活動で発生した剪定材やゴミは鎌倉市みどり公園課に連絡して下さい。

## 8 公園・街路樹愛護会連絡会・研修会について

公園愛護会・街路樹愛護会活動の充実を図るため、情報交換・意見交換の場として、公園・街路樹愛護会連絡会・研修会を年間2回開催しています。

この会は、各地域の公園・街路樹愛護会の中から1名ずつ選出された役員5名(内会長を1名、副会長1名を選出)、各公園・街路樹愛護会の代表者により構成され、公園協会が事務を担当しています。

開催日程は決まり次第、郵便などで各愛護会代表者へご連絡します。

## 9 鎌倉中央公園の「緑の相談」を活用しよう！

植物・園芸などに関する質問に専門の相談員がお答えします。剪定の方法・毛虫の防除方法など、お気軽にご質問下さい。

愛護会の活動のほか、ご家庭の庭や畑のご相談にもどうぞご利用下さい。

### ➤ 緑の相談

- ・相談日 毎週金・土・日・月曜日と祝祭日
- ・時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）
- ・場所 鎌倉中央公園 管理事務所内 緑の相談コーナー
- ・受付方法 ご来園または電話・メールにて  
※病害虫等に関する相談は、実物の一部などを持参いただけるとわかりやすい回答がしやすくなります。

### ➤ 緑の出張相談会

ご希望があれば愛護会や町内会単位で出張相談会を行います。

詳細・依頼は公園協会へお問い合わせください。

※個別の出張依頼はお受けできませんのでご了承ください。

### ➤ ミニ園芸教室

月に6回程度、季節にあわせた手入れのコツを学ぶミニ講座です。

- ・時間 10：30～12：00頃
- ・場所 鎌倉中央公園 管理事務所内 緑の相談コーナー
- ・参加方法 予約不要。時間までにお集まりください。
- ・テーマ 詳細はちらし・広報・HP 等ご覧ください。

◆公園愛護会の新設・休止・解散 について  
街路樹愛護会全般 について

⇒ **鎌倉市役所都市景観部みどり公園課**

所在地： 鎌倉市御成町 18-10 本庁舎3階

電話： (0467) 61-3491

メール： park@city.kamakura.kanagawa.jp

◆公園愛護会の報告書の提出・変更手続き・ごみの回収 について

⇒ **(公財) 鎌倉市公園協会**

所在地： 鎌倉市山崎 1667 (鎌倉中央公園内)

電話： (0467) 45-2750

ファックス： (0467) 45-2760

メール： info@kamakura-park.com

★「変更届書」のダウンロードは鎌倉市公園協会 HP より

当協会 HP はこちら

鎌倉 公園

検索

kamakura-park.com

※原則このような分担ですが、書類の提出等はどちらでも受け付けます。



○鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱

昭和56年3月31日

告示第127号

改正 平成2年3月31日告示165

平成8年3月27日告示212

平成19年3月30日告示362

〔鎌倉市児童公園愛護活動実施要綱〕を次のように定める。

鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の街区公園並びに鎌倉市児童遊園等に関する規則（平成8年3月規則第34号）に規定する児童遊園、子どもの遊び場、子どもの広場及び青少年広場（以下「街区公園等」という。）の美化及び施設の保全等のための維持管理活動を地域住民と一体となって行うためにその実施団体を育成し、もって公共施設愛護思想の普及及び向上を図ることを目的とする。

(愛護会の設立)

第2条 前条の目的に賛同する町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体は、公園愛護活動（同条に規定する維持管理活動をいう。以下同じ。）を行う団体（以下「愛護会」という。）を設立することができる。

(設立届)

第3条 愛護会を設立しようとするときは、公園愛護会設立届書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 愛護会の会長は、原則として公園愛護活動を実施する団体の代表者とする。

(対象街区公園等)

第4条 愛護会が対象とする街区公園等は、当該町内会又は自治会の区域内にある街区公園等で、市が管理しているものとする。

(活動内容)

第5条 愛護会が行う公園愛護活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設愛護思想の普及
- (2) 街区公園等の清掃 月1回以上
- (3) 街区公園等の除草 4月から10月までの間に適宜
- (4) 破損遊具等の連絡
- (5) その他必要な活動

(変更の届出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに公園愛護会変更届書（第2号

様式)を市長に提出するものとする。

- (1) 愛護会の名称及び役員に変更があったとき。
- (2) 実施団体に変更があったとき。
- (3) 対象の街区公園等を変更しようとするとき。

(指導及び連絡)

第7条 市長は、必要に応じ、公園愛護活動の実施状況を調査し、その活動内容等に関し、指導及び助言をするものとする。

2 活動内容に係る連絡は、公園管理の事務を所管する課等で行うものとする。

(報償金)

第8条 市長は、愛護会に対し別表に定める報償金を交付することができる。

(報償金の交付)

第9条 前条の報償金は、毎年度9月及び3月に分割交付する。

2 報償金の交付を受けようとする愛護会は、公園愛護活動報告書(第3号様式)に公園愛護活動の実施が確認できる写真を添付して、市長にその活動状況を報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、報償金を交付するものとする。

(報償金交付の取消し及び変更)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、報償金交付を取り消し、又はその額を変更することができる。

- (1) 愛護会が、虚偽の報告をしたとき。
- (2) 街区公園等の廃止その他の理由により、報償の必要を認めなくなったとき。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月31日告示165)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成8年3月27日告示212)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日告示362)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第8条）

公園面積／1公園当たり／（1平方メートル未満切捨て）／	交付報償金（年額）
1,000平方メートル以下	30,000円
1,001平方メートル以上2,000平方メートル以下	35,000円
2,001平方メートル以上3,000平方メートル以下	40,000円
3,001平方メートル以上	45,000円

第1号様式(第3条)

公園愛護会設立届書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所.....	
氏 名(代表者).....	
電 話 ( )	
次のとおり届け出ます。	
愛護会の名称	愛 護 会
役 員 名	会 長 副 会 長
会 員 数	人
実 施 団 体 名	
対 象 公 園	
次のとおり確認しました。	起 案      ・      ・
(決 裁 欄)	決 裁      ・      ・
	台帳記載      ・      ・

(注) 太枠の中だけ記入してください。

第2号様式(第6条)

公園愛護会変更届書

年 月 日	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-bottom: 10px;">〔あて先〕 (公財)鎌倉市公園協会 理事長</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                 会の名称.....                  住 所.....                  氏 名(代表者).....                  電 話 ( )             </div>	
次のとおり届け出ます。	
変 更 区 分	<input type="checkbox"/> 名称の変更 <input type="checkbox"/> 役員の変更 <input type="checkbox"/> 実施団体の変更 <input type="checkbox"/> 対象公園の変更
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	
次のとおり確認しました。	起 案           ・           ・
(決 裁 欄)	決 裁           ・           ・
	台帳記載       ・           ・

(注) 太枠の中だけ記入してください。

第3号様式(第9条)

公園愛護活動報告書

年 月 日

〔あて先〕(公財)鎌倉市公園協会 理事長

会の名称.....

住 所 .....

氏 名(代表者).....

電 話 ( )

次のとおり報告します。

実施公園							
実施内容	活 動 日		活 動 内 容		活 動 延人員	その他の活動	
	月	日	清掃活動	除草活動			
	月		回	回	人		
	月		回	回	人		
	月		回	回	人		
	月		回	回	人		
	月		回	回	人		
	月		回	回	人		
次のとおり確認しました。					起 案	・	・
(決 裁 欄)					決 裁	・	・
					台帳記載	・	・

- (注) 1 太枠の中だけ記入してください。  
2 活動状況の写真を添付してください。

第1号様式 (第3条)

第2号様式 (第6条)

第3号様式 (第9条)

(別表2) 報告書記入例

第3号様式(第9条)

公園愛護活動報告書

令和3年9月10日

[あて先] (公財)鎌倉市公園協会 理事長

報告書は、  
1公園につき1枚  
必要です。

会の名称 鎌倉公園愛護会

住所 鎌倉市山崎1667

氏名(代表者) 鎌倉花子

電話 (45)2750

次のとおり報告します。

延べ日数ではなく、  
活動日を記入。

実施公園	鎌倉公園					
実施内容	活動日		活動内容		活動延人員	その他の活動
	月	日	清掃活動	除草活動		
	4月	4日	1回	1回	15人	公園パトロール 1回
	5月	7日	1回	1回	6人	
	6月	6日	1回	1回	5人	
	7月	4日、15日	2回	2回	10人	
	8月	6日、25日	2回	2回	11人	お楽しみ会
	9月	8日、20日	2回	2回	12人	

次のとおり確認しま  
(決

愛護活動実施要綱第5条2項に定められている回数※  
の活動がないと、**報償金が支給できない場合があります。**  
(※各公園について、清掃活動:月一回以上、除草活動:適宜)

(注) 1 太枠の中だけ  
2 活動状況の写

記入もれにご注意下さい。



公園愛護活動報告書 (別紙)

■公園清掃または除草作業時の写真を1~2枚添付してください。

(枠内に入らなければ、別紙に添付でもかまいません。メール利用や後日提出の場合は、その旨記載して下さい。)

撮影日：令和      年      月      日



活動風景や花壇の様子など  
写真は必ず1枚以上添付してください。

■ 活動のPR (紹介等) があればご記入ください。(活動表彰の選考対象となります。)

(例)活動のたびにもらえるスタンプがたまると景品がもらえるスタンプラリー制度で  
こどもたちと楽しく活動しています。  
花壇に植えた花には自分で名札をつけて成長を見守っています。  
……など

■ 鎌倉市との取り決めにより、鎌倉市公園協会では各公園において年間2回の除草作業を行います。ラジオ体操や防災訓練他イベント前など、草刈り時期のご要望があればご記入ください。(特に指定がなければ空欄のままで。)

1回目 (目安：5月~7月)  5 月 (上旬・下旬) 頃を希望する	2回目 (目安：8月~10月)  8 月 (上旬・下旬) 頃を希望する
--	---

草刈り時期について、協会からの事前連絡を希望しますか？ (希望する・希望しない)

要望を優先して、草刈りのスケジュールを組みます。  
梅雨時や台風などの天候により日程が遅れることがありますので余裕を持った時期の指定をお願いします。

(別表3) 変更届書記入例

第2号様式(第6条)

公園愛護会変更届書

年 月 日					
<p>[あて先] (公財)鎌倉市公園協会 理事長</p> <p style="text-align: right;">会の名称.....</p> <p style="text-align: right;">住 所.....</p> <p style="text-align: right;">氏 名(代表者).....</p> <p style="text-align: right;">電 話 ( )</p>					
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p>「解散」、「休止」の場合は この空欄に記載してくだ さい。</p> </div> <p>次のとおり届け出ます。</p>					
変 更 区 分	<input type="checkbox"/> 名称の変更 <input type="checkbox"/> 役員の変更 <input type="checkbox"/> 実施団体の変更 <input type="checkbox"/> 対象公園の変更				
変 更 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	変 更 前	変 更 後		
変 更 前	変 更 後				
変 更 年 月 日	年 月 日				
変 更 理 由					
次のとおり確認しました。	起 案      .      .				
(決 裁 欄)	決 裁      .      .				
	台帳記載      .      .				

(注) 太枠の中だけ記入してください。